

## ののいち木のぬくもり住宅補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、建物における石川県産木材の利用の促進を図るため、木造個人住宅を新築し、増改築し、又は購入した者に対して補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造個人住宅 市内に建築された1戸建ての居住の用に供する木造の家屋であつて、石川県産木材の柱を50本以上使用して建築されるものをいう。ただし、増改築される場合にあつては、石川県産木材の柱を20本以上使用して建築されるものをいう。
- (2) 石川県産木材の柱 柱（集成柱を含む。）のうち、次に掲げる要件の全てに適合することについて、市長が登録した事業者の証明を受けたものをいう。
  - ア 石川県内で伐採された立木を加工したものであること。
  - イ 日本農林規格で定められた乙種構造材の規格に適合するものであること。ただし、集成柱については、日本農林規格で定められた構造用集成材の規格に適合するものであること。
  - ウ 長さがおおむね3メートル以上であり、かつ、10.5センチメートル角以上であること。
- (3) 集成柱 製材されたひき板又は角材等を乾燥し、接着剤を用いて集成した柱をいう。

### (補助金の交付)

第3条 補助金は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、予算の範囲内で交付する。

- (1) 木造個人住宅を新築又は増改築し、かつ、当該木造個人住宅に居住する者
- (2) 自己の居住の用に供するために新築の木造個人住宅を、第9条第1項に規定する建売業者（当該木造個人住宅について、第5条第2項の認定を受けた者に限る。）から購入した者

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、木造個人住宅に使用した石川県産木材の柱の本数に2,500円を乗じて得た額とし、25万円を限度とする。

(計画の認定申請)

第5条 木造個人住宅を新築又は増改築しようとする者であつて、補助金の交付を受けようとするもの(以下「認定申請者」という。)は、当該新築又は増改築工事に着手する前に、ののいち木のぬくもり住宅補助金計画認定申請書(別記様式第1号)により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、ののいち木のぬくもり住宅補助金計画認定通知書(別記様式第2号)により、認定申請者に通知する。

(計画の変更認定申請)

第6条 前条第2項の認定を受けた者は、当該認定に係る計画の変更をしようとするときは、ののいち木のぬくもり住宅補助金計画変更認定申請書(別記様式第3号)により速やかに市長に申請し、当該計画の変更の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、ののいち木のぬくもり住宅補助金計画変更認定通知書(別記様式第4号)により、当該申請者に通知する。

(計画の廃止)

第7条 第5条第2項の認定を受けた者は、同項の規定による認定の通知があつた日以後において、当該認定に係る計画を取りやめようとするときは、ののいち木のぬくもり住宅補助金計画廃止届出書(別記様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(計画の認定の取消し)

第8条 市長は、第5条第2項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたことが判明したとき。

(2) 第5条第2項の規定による認定の通知のあつた日の属する年度の末日から、木造個人住宅の新築又は増改築に係る認定にあつては1年を、木造個人住宅の購入に係る認定にあつては3年を経過してもなお第10条の規定による補助金の交付申請を行わないとき。

(3) 前条に規定する届出書の提出があつたとき。

(建売業者)

第9条 木造個人住宅を新築し、及び販売する者(以下「建売業者」という。)は、当該木造個人住宅について、第5条第2項の認定を受けることができる。

2 第5条から前条までの規定は、建売業者が同条第2項の認定を受ける場合について準用する。

(交付の申請)

第10条 第3条第1号に該当する者であつて、計画認定を受けたもの又は第3条第2号に該当するものは、補助金の交付を受けようとするときは、当該補助金の交付に係る木造個人住宅に居住した日から起算して6月を経過する日までに、ののいち木のぬくもり住宅補助金交付申請書(別記様式第6号)により、市長に申請するものとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、ののいち木のぬくもり住宅補助金交付決定通知書(別記様式第7号)により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 前条第2項による交付決定を受けた者は、ののいち木のぬくもり住宅補助金請求書(別記様式第8号)を速やかに市長に提出するものとする。

(適用除外)

第12条 市長は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる者には、補助金を交付しない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けた者
- (3) 公共補償等により木造個人住宅を新築、増改築又は購入する者
- (4) その他市長が補助金を交付することが不相当と認める者

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。